

小諸市学校教育審議会条例

平成30年12月18日

条例第37号

(設置)

第1条 小諸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、小諸市学校教育審議会（以下「審議会」という。）を置くことができる。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、学校教育に関する重要事項について調査審議し、教育委員会に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、事件ごとに教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小諸市PTA連合会の代表者
- (3) 小諸市区と行政の関係に関する規則(平成29年小諸市規則第2号)第10条に規定する小諸市区長会の代表者
- (4) 小諸市立学校の長
- (5) 小諸市自治基本条例（平成22年小諸市条例第1号）第3条第1号に規定する市民で、公募に応じたもの
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱された日から当該諮問に係る答申の完了の日までとする。

3 教育委員会は、前項の任期満了前に委員に欠員が生じた場合は、新たな者を委員に委嘱するものとする。

4 教育委員会は、委員が心身の故障のために職務の遂行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合は、その委員を罷免することができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(臨時委員)

第5条 教育委員会は、審議会に特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議の完了の日までとする。

(会長等)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。